

滝沢市子ども・子育て支援事業計画

～ 概要版 ～

計画の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行や核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。このような状況の中で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、新たな取り組みとして「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。

新制度においては、市町村が実施主体としての役割を担い、地域のニーズに基づき計画を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援を提供することとされています。また、国・県は実施主体の市町村を重層的に支える仕組みとなっています。

このような流れを受け、市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。「次世代育成支援滝沢市（村）行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「滝沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

基本理念

子どもの笑顔が輝くまちづくり

未来をつくる子どもたちが、幸福感を実感する中で、いつまでも夢を描き続けることができるよう、子どもの笑顔が輝くまちを目指します。

基本的な視点

子どもの視点

子ども一人ひとりが、住み慣れた地域で、健やかに成長していくことのできる環境づくりを推進します。

親育ちの視点

保護者の子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、子どもとともに成長していけるよう支援します。

地域など社会全体による支援の視点

地域全体で子どもの成長を支え、見守り、子育て家庭を支援していく環境の整備を推進します。

基本目標

上記の基本的視点と基本理念に立って、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

- 基本目標① 子育て家庭を支援する環境づくり
- 基本目標② 子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり
- 基本目標③ 子どもが健やかであるための支援
- 基本目標④ 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

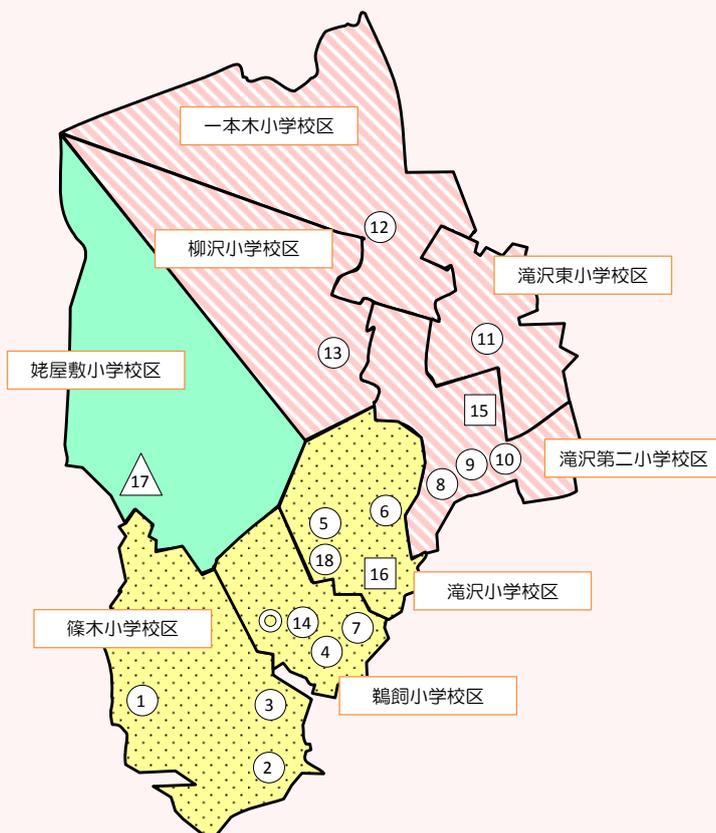
根拠法令と計画期間

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく滝沢市の子ども・子育て支援事業計画です。
- 同時に、この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援滝沢市行動計画」として、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、労働などのさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。

教育・保育提供区域と区域ごとの保育・教育施設

子ども・子育て支援事業計画では、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

滝沢市には8つの小学校区があり、教育・保育事業の種類によって市全体を1区域とする場合、篠木・鶺鴒・滝沢小学校区、滝沢第二・滝沢東・一本木・柳沢小学校区、姥屋敷小学校区の3区域ごとに設定する場合、各小学校区別8区域ごとに設定する場合があります。



■篠木小学校区

- | | |
|---|-------------|
| 1 | ふうりん保育園 |
| 2 | 大釜保育園・大釜幼稚園 |
| 3 | 大沢保育園 |

■鶺鴒小学校区

- | | |
|----|---------------|
| 4 | 鶺鴒保育園 |
| 7 | なでしこ保育園 |
| 14 | ふじなでしこ保育園・幼稚園 |

■滝沢小学校区

- | | |
|----|------------|
| 5 | 元村保育園 |
| 6 | 牧の林すずの音保育園 |
| 16 | つばめ幼稚園 |
| 18 | りんごの森保育園 |

■滝沢第二小学校区

- | | | | |
|---|---------|----|--------|
| 8 | 南巣子保育園 | 10 | 巣子保育園 |
| 9 | ハレルヤ保育園 | 15 | あさひ幼稚園 |

■滝沢東小学校区

- | | |
|----|-------|
| 11 | 川前保育園 |
|----|-------|

■一本木小学校区

- | | |
|----|--------|
| 12 | 一本木保育園 |
|----|--------|

■柳沢小学校区

- | | |
|----|-------|
| 13 | 柳沢保育園 |
|----|-------|

■姥屋敷小学校区

- | | |
|----|--------|
| 17 | 姥屋敷保育所 |
|----|--------|

教育・保育事業の量の見込み

幼児期の学校教育・保育事業の量の見込みについて、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、右記の区分で設定します。

| 区分 | 年齢 | 保育の必要性 |
|------|------|--------|
| 1号認定 | 3～5歳 | なし |
| 2号認定 | 3～5歳 | あり |
| 3号認定 | 0～2歳 | あり |

学校教育（幼稚園・認定こども園）の事業目標

3～5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い1号認定と、3～5歳で保育の必要性のある2号認定のうち、幼児期の学校教育（幼稚園等）の利用希望が強いものです。

| 認定区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ニーズ量（3～5歳児計） | 586人 | 590人 | 578人 | 563人 | 541人 |
| うち1号認定 | 365人 | 368人 | 361人 | 351人 | 338人 |
| うち2号認定（幼稚園） | 221人 | 222人 | 217人 | 212人 | 203人 |
| 目標事業量（3～5歳児計） | 960人 | 960人 | 960人 | 960人 | 960人 |

保育事業（保育所・認定こども園・地域型保育事業）の事業目標

3～5歳で保育の必要性がある2号認定のうち、保育所の利用希望が強いものと、0～2歳で保育の必要性があるもの（3号認定）です。

| 認定区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ニーズ量（3～5歳児） | 734人 | 739人 | 722人 | 703人 | 682人 |
| 目標事業量（3～5歳児） | 741人 | 741人 | 767人 | 767人 | 767人 |
| ニーズ量（0～2歳児計） | 633人 | 630人 | 613人 | 604人 | 585人 |
| うち0歳児 | 112人 | 111人 | 107人 | 105人 | 103人 |
| うち1～2歳児 | 521人 | 519人 | 506人 | 499人 | 482人 |
| 目標事業量（0～2歳児計） | 579人 | 623人 | 645人 | 645人 | 645人 |
| うち0歳児 | 135人 | 135人 | 135人 | 135人 | 135人 |
| うち1～2歳児 | 444人 | 488人 | 510人 | 510人 | 510人 |

滝沢市で実施している地域子ども・子育て支援事業

| 事業名 | 内容 | 提供区域 | 平成31年度 目標事業量 | |
|-------------|--|---|--------------------|------|
| 延長保育事業 | 保育所の通常保育時間（午前7時～午後6時）を超えて延長保育を実施する事業です。 | 3区域 | 700人 （15か所） | |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力等により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。 | 市内全域 | 延べ20人 （5か所） | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 公共施設や保育園等の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を提供する事業です。 | 市内全域 | 1,467人回/月 （4か所） | |
| 一時預かり事業 | ①幼稚園における預かり保育 | 幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。 | 市内全域 | 541人 |
| | ②幼稚園在園児以外の預かり保育 | 【一時保育】 理由を問わず、保護者が子どもを保育できないときに、保育園で一時的に子どもを預かる事業です。 【ファミリー・サポート・センターによる一時預かり】 子どもの保育ができないときに、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。 | 3区域 | 758人 |

| 事業名 | 内容 | 提供区域 | 平成31年度 目標事業量 |
|-----------------|---|------|------------------|
| 病児・病後児保育事業 | 保育所や幼稚園等に通園している子ども（概ね小学3年生まで）が、病気や病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専門スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。 | 市内全域 | 2,008人日 (2か所) |
| ファミリー・サポート・センター | 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助することを希望する者（提供会員）とが、様々な育児の手助けを行う相互援助活動事業です。 | 市内全域 | 1か所 |
| 利用者支援 | 子どもや保護者が子育てサービスの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談対応等の支援を行う事業です。 | 市内全域 | 4か所 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。 | 市内全域 | 実施体制:3人 |
| 養育支援訪問事業 | 乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。 | 市内全域 | 3人 |
| 妊婦健康診査 | 妊娠届出時または転入時に、医療機関で個別に受診し市が公費負担する一般健康診査の受診票を交付し、出産・子育てにおける身体的、経済的な支援を行う事業です。 | 市内全域 | 岩手県 医師会長契約 |
| 放課後児童クラブ | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。 | 8区域 | 596人 (17か所) |

計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は児童福祉分野のみならず、保健、医療、教育、就労等多岐にわたることから、児童福祉課が主管となって関係部局や地域の関係団体、さらに国・県とも連携を図りながら本計画を推進します。

家庭の役割

家庭は、子どもの人間性を育む基本的な場であり、子育ての一義的な責任は保護者が負うものです。男女が共同で家事や育児を担い、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭づくりに加え、地域との連携のもと、家族が親密なふれあいを保ち、互いに助け合う人間関係の形成に努めることが期待されます。

地域の役割

地域は、地域に住むすべての人々が生活を営む場です。子どもは次代を担う大切な宝であるという認識をもちながら子どもの成長を見守り、育てていく必要があります。子育てに関する多様なニーズに対応するため、様々な立場から子育てを支援する人材の確保・育成に努めます。

保育所・幼稚園・学校等の役割

保育所・幼稚園・学校等は、集団生活を通じて子どもたちが成長し、人格を形成する場です。地域と交流・連携・協働しながら、子どもの生きる力と豊かな心を育む保育・教育の充実に努めることが期待されます。

事業主の役割

事業主・企業・事業所は、従業員が家庭や地域の一員としての役割を果たすことができるよう、就業環境・条件の整備・改善とともに、子育て家庭にやさしい、子育てしやすい環境づくりの推進に努めることが期待されます。

行政の役割

行政は、本計画の事業・施策を関係各課等が整合性をもって推進できるよう連携体制の確立を図ります。それとともに、家庭、保育所・幼稚園・学校、地域、企業・事業所といった関係機関と連携・協働しながら、幅広い視野を持って少子化対策及び子ども・子育て支援対策を推進します。

滝沢市 子ども・子育て支援事業計画 概要版 / 平成27年3月

編集・発行 / 滝沢市 健康福祉部 児童福祉課

〒020-0692 滝沢市中鶴飼55 TEL 019-684-2111